

シリーズ 「行政改革」

町では、集中改革プラン（平成17年度から平成21年度の5年間）に基づき行政改革に取り組んでいます。その一つとして、職員数を減らし人件費を抑制することとしています。

行政のスリム化を図り、目標として職員数を195人（平成17年4月1日現在）から平成22年4月1日までに171人以下に減らします。

これによる財政効果額は、5年間で約5億8千万円削減することが出来ると見込んでいます。



Q. 職員数が減ることによって行政サービスが低下するのではないのでしょうか

A. 行政改革は、住民との協働、効率的な行政、行政サービスの向上を目指すものです。

複雑・多様化する住民ニーズに対応するためには、従来の組織機構では十分に対応できません。このため町では、平成17年10月に組織機構を見直して理事・統括を設置しグループ制を導入し従来の部・課制度を廃止しました。

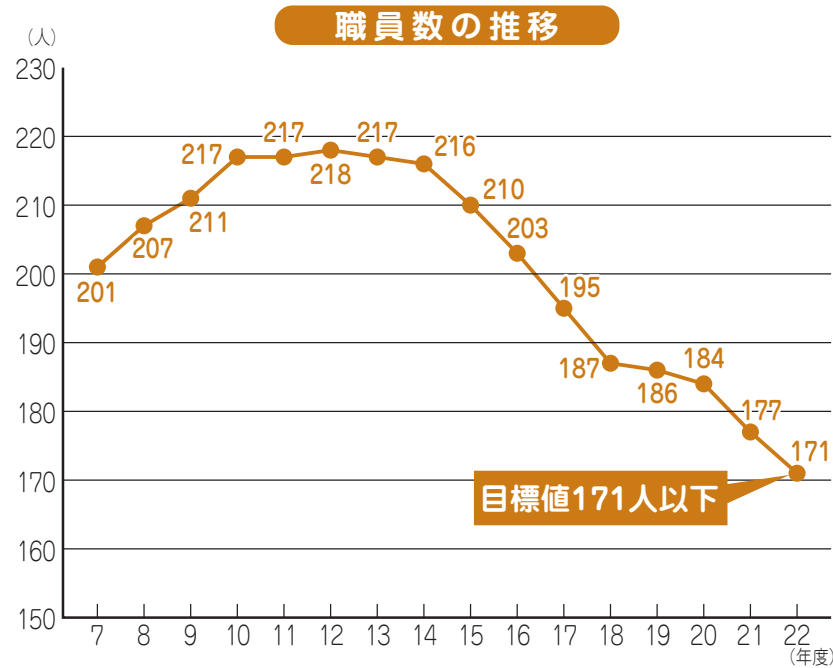
これは、出来る限り簡素な組織に変え、政策選択の強化、指示命令システムを整備するとともに、職員一人ひとりが業務の実質的責任者として仕事に当たり、より

迅速な事務処理と意思決定を行えるようにしたものです。当然、時代の変化を認識し、地域の課題を解決する能力を持った職員を育成および職員の意識改革も行います。

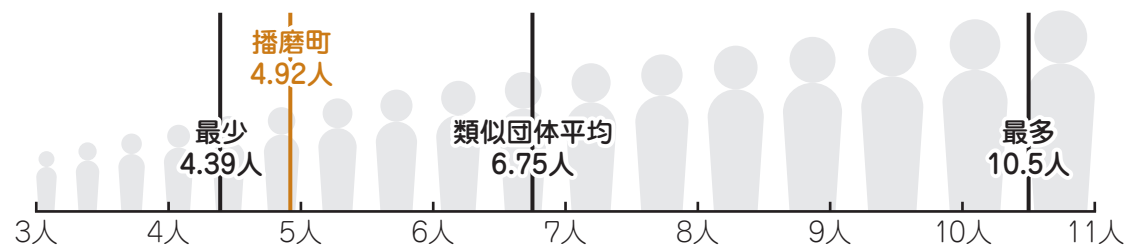
また多様な雇用形態の運用、OA化の推進による情報の共有化や業務の標準化を行い効率的、効果的な業務運営を行うこととしています。

さらには住民の参画と協働により役割分担によるまちづくりを進め、行政でなくてもできる事務や業務は民間委託を行い、より良いサービスを提供します。

▶問い合わせ 企画グループ
☎079(435)0356



平成16年度人口1,000人当たり職員数 類似団体との比較



※類似団体とは、人口および産業構造などにより全国の市町村を88のグループに分類した結果、播磨町と同じグループに属する団体のこと。

国民年金保険料免除・納付猶予の 継続免除制度が始まります

国民年金は、国民一人ひとりが保険料を納めて世代間で互いに支え合うための制度ですが、経済的な理由により保険料を納めることが困難な場合は、免除や30歳未満の人を対象とした納付猶予制度があります。

免除や納付猶予は7月分から翌年6月分までの期間です。そのため、平成18年6月までに申請した人も、平成18年7月分以降の免除や納付猶予を希望する人は再度申請が必要です。



「継続免除制度」は平成18年7月に開始する新しい制度です。

平成18年7月から継続免除制度が始まるため、平成18年6月分までの申請をした人で、全額免除または納付猶予が承認され、平成18年7月以降も引き続き全額免除または納付猶予に該当する場合、全額免除または納付猶予の継続を希望することをあらかじめ申し出た人の再度申請は不要です。（失業などを証明する書類を添付した人を除く）

▶問い合わせ 保険年金グループ ☎079(435)2581

国民年金保険料の多段階免除制度が始まりました

従来の全額免除、半額免除、納付猶予に、平成18年7月から4分の3免除、4分の1免除が新設され、あわせて5種類の免除制度になりました。

種類	所得基準額	承認期間の取り扱い
全額免除	申請者本人、配偶者、世帯主のそれぞれの前年所得が (扶養人数+1)×35万円+22万円以下	年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に入りますが、年金額の計算においては減額になります。そのため、承認された期間は、10年以内であれば、さかのぼって納める（追納）ことができます。
4分の3免除	申請者本人、配偶者、世帯主のそれぞれの前年所得が 78万円以下 (扶養人数や所得控除額に応じて加算あり)	※追納した期間は、年金額の計算において減額になりません。
半額免除	申請者本人、配偶者、世帯主のそれぞれの前年所得が 118万円以下 (扶養人数や所得控除額に応じて加算あり)	※承認を受けた期間の年度末から2年経過後に追納する場合は、当時の保険料額に加算がつきます。
4分の1免除	申請者本人、配偶者、世帯主のそれぞれの前年所得が 158万円以下 (扶養人数や所得控除額に応じて加算あり)	
納付猶予	申請者本人、配偶者のそれぞれの前年所得が (扶養親族の数+1)×35万円+22万円以下	
学生納付特例	申請者本人の前年所得が 118万円以下 (扶養人数や所得控除額に応じて加算あり)	

※学生で、経済的な理由により保険料を納めることが困難な場合は、4月分から翌年3月分までの期間の学生納付特例を申請してください。

※世帯主は、住民票上の世帯主です。扶養人数は、地方税法上の扶養控除者数です。

▶問い合わせ 保険年金グループ ☎079(435)2581

障害基礎年金現況届の提出をお忘れなく

6月下旬～7月上旬に社会保険事務所から対象者へ現況届が郵送されています。必要事項を記入のうえ7月31日(月)までに、保険年金グループへ届け出てください。

※提出が遅れると年金の支給が停止されます。

《対象者》20歳になるまでに、初診日のある障害基礎年金を受けている人（平成17年8月1日以降に支給が決定した人を除く）

▶問い合わせ 保険年金グループ
☎079(435)2581